



インドの経済外交戦略の現状と展望

～「メイク・イン・インド」の実現に向けた課題～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

<要旨>

1. 2019年4月から5月にかけて実施された第17次連邦下院総選挙で、ナレンドラ・モディ首相率いる与党インド人民党（BJP）が圧勝し、5月末に第2次モディ政権が発足した。下院におけるモディ政権の支持基盤は強固となったものの、上院における与党連合の保有議席は過半数に達しておらず、依然「ねじれ」状態にある。今後、より円滑な議会運営にとって、上院での過半数獲得が次の焦点となる。
2. モディ政権は、製造業振興策「メイク・イン・インド」および「デジタル・インド」などをスローガンに掲げ、インフラ整備や規制緩和、法税制改革などに取り組んできた。1期目においては、物品・サービス税（GST）の導入や破産・倒産法の成立、「デジタル・インド」の一環としての行政手続きのオンライン化などは着実にビジネス環境の改善につながったと評価される。
3. 2期目に入り、成長ペースの鈍化が懸念されるなかでも、目先の景気でこ入れにとどまらず、持続的な成長に向けた製造業育成と雇用創出が重要課題であることに変わりはない。「メイク・イン・インド」の実現に向けては、インフラ整備や法制度改革の推進に加えて、グローバルな生産ネットワークへの参加が求められる。日本は、インフラや人材・技術面での協力を強化するとともに、第三国市場での協力などを通じて互惠関係を構築していくことが重要と言える。

1. 政治概況

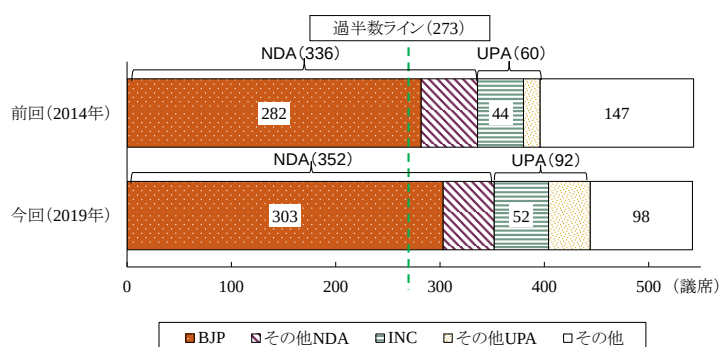
(1) 下院選での圧勝後は、上院での過半数獲得による「ねじれ」解消が次の焦点

2019年4月から5月にかけて7回に分けて実施された第17次連邦下院（定数545議席）¹総選挙で、ナレンドラ・モディ首相率いる与党インド人民党（BJP）が単独で過半数を大きく上回る303議席を獲得し、モディ首相の続投が決定した（第1図）。

下院におけるモディ政権の支持基盤は強固となったものの、上院（定数245議席）²におけるBJPの保有議席数は81議席、与党連合・国民民主連合（NDA）でも計105議席と、過半数に達しておらず（第2図）、依然「ねじれ」状態にある。今後、より円滑な議会運営にとって、上院での過半数獲得が次の焦点となる。上院議員の多くは州議会議員により選出されるため、州議会の動向が鍵を握る。BJPは多くの州で政権を担っているほか、中央政府でのBJPの優勢を背景に他党からBJPへ移籍する動きも散見され、早ければ2020年、遅くとも2022年頃には上院でもNDAが過半数に達し、「ねじれ」が解消される公算が高いとみられる。

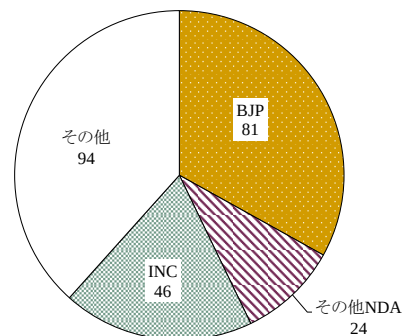
もっとも、10月にハリヤナ州やマハラシュトラ州など一部の州で実施された議会選挙・補欠選挙で、BJPは苦戦を強いられた。連邦下院選におけるBJP圧勝の要因として、モディ首相のカリスマ性に加えて、2月にパキスタンとの緊張の高まりを受け、モディ政権が強硬姿勢で臨み、強いリーダー像を示したことも支持の押し上げに寄与したとみられる。しかし、こうした一時的な押し上げ要因がはく落し、各政策の真価が問われる局面に移りつつあると考えられる。

第1図：2019年インド下院総選挙結果



(注) 1. NDA (National Democratic Alliance) はBJP (Bharatiya Janata Party) を中軸とする与党連合。
2. UPA (United Progressive Alliance) はINC (Indian National Congress) を中軸とする野党連合。
3. 『その他』は、与野党のいずれにも属さない第三グループのほか、無所属を含む。
4. 下院総議席545議席のうち、大統領指名2議席を除く543議席。
(資料) インド中央選挙管理委員会、報道等より国際通貨研究所作成

第2図：インド上院議席数



(注) 1. 2019年11月15日時点。
2. NDA (National Democratic Alliance) はBJP (Bharatiya Janata Party) を中軸とする与党連合。INC (Indian National Congress) は最大野党。
3. 『その他』は、与野党のいずれにも属さない政党、無所属、大統領任命を含む。
(資料) インド上院Webサイトより国際通貨研究所作成

¹ 下院 545 議席のうち、543 議席を小選挙区で選出し、残り 2 議席は大統領が指名する。任期は 5 年。

² 上院 245 議席のうち、233 議席は州議会議員による間接選挙で選出し、残り 12 議席は大統領が指名する。任期は 6 年、2 年ごとに 3 分の 1 を改選する。

(2) 第2次モディ政権～支持基盤拡大を追い風に概ね順調な滑り出し

5月31日に第2次モディ政権が発足した。主要閣僚メンバーでは、モディ首相がグジャラート州知事時代からの側近であり、BJP 総裁を務めるアミット・シャー氏が内務相として初めて入閣し、事実上のナンバー2 に浮上した（第1表）。これまで内務相を務めていたラジ・ナート・シン氏は国防相、これまで国防相を務めていたニルマラ・シタラマン氏が財務相、前外務次官であり米国や中国などで大使を歴任したスブラマンヤム・ジャイシャンカール氏が外務相に就任した。このほか、実務家のピュシュ・ゴヤル氏が、1期目の鉄道相に加えて2期目では商工相を兼務する点などが注目される。

第2次モディ政権は、国会における与党の勢力拡大と野党の弱体化を追い風に、重要法案を相次いで可決させるなど、概ね順調な滑り出しをみせている。6月17日から8月7日³までの予算国会では、新たに提出された38法案のうち28法案が可決・成立した。第1次モディ政権が発足した2014年度⁴の1年間で成立した24法案を既に上回る驚異的なペースとなっている。2019年度本予算案や、ジャンム・カシミール州の特別自治権をはく奪する改正案⁵などに比べると目立たないものの、破産処理の迅速化に向けた「破産・倒産法」改正案や賃金支払いに関連する4つの法案を1本に纏める「賃金法」のほか、銀行や通信会社の生体認証データ利用に関わる「国民ID番号および関連法（Aadhaar and Other Laws）」改正案の成立など、ビジネス環境の改善や経済活性化に資する法案を相次いで成立させている。

第1表：第2次モディ政権主要閣僚一覧

役職	氏名	年齢	主な経歴
首相	ナレンドラ・モディ	68	元グジャラート州首相
【閣内大臣】			
内務相	アミット・シャー	54	BJP総裁
国防相	ラジ・ナート・シン	67	前内務相、元ウツタル・プラデシュ州首相
外相	スブラマンヤム・ジャイシャンカール	64	前外務次官、元駐中・駐米大使
財務相、企業相	ニルマラ・シタラマン	59	前国防相、元商工相
陸運・高速道路相、中小零細企業相	ニティン・ガドカリ	62	前道路・海運・ガンジス河担当相、元BJP総裁
鉄道相、商工相	ピュシュ・ゴヤル	55	前鉄道相
法務相、通信相、電気IT相	ラヴィ・シャンカール・ブラド	64	前法務・通信IT相
女性・子供支援相、繊維相	スミティ・ズビン・イラニ	43	前繊維相、元女優
環境・森林・気候変動相、兼情報・放送相	プラカシュ・ジャベードッカー	68	BJP広報担当
石油・天然ガス相、鉄鋼相	ダーメンドラ・プラダーン	50	前人的資源開発相

(注)モディ首相を含む閣内・閣外大臣は計58名。

(資料)インド大統領府資料等より国際通貨研究所作成

³ 予算国会は当初の会期末（7月26日）から延長された。

⁴ 年度は4月～翌年3月。

⁵ 改正案は、独立以来ジャンム・カシミール州（J&K）の特別の自治権を認めてきた憲法第370条を削除し、J&K州をJKと州東部ラダックの2つの連邦直轄地に分割する内容。

2. モディ政権の経済戦略

モディ政権は、製造業振興策「メイク・イン・インド」および「デジタル・インド」などをスローガンに掲げ、インフラ整備や規制緩和、法税制改革などを通じたビジネス環境の改善により内外の投資を促し、経済成長につなげる経済政策、いわゆる「モディノミクス」を推進している。1期目では、統治機構改革の一環として、首相府の権限強化や閣僚数を削減したほか、政策提言および中央政府と州政府の調整機能を担う政府系シンクタンクとして、インド国家改造評議会（NITI-Aayog）⁶を設立した。各州の進捗を週単位で管理するなど、実施段階での調整機能も担っており、改革加速に一定の効果をもたらしたと考えられる。

「メイク・イン・インド」の GDP に占める製造業のシェア引き上げ等については、まだ目立った成果がみられないものの、物品・サービス税（Goods and Service Tax: GST）の導入や破産倒産法の成立、「デジタル・インド」の一環としての行政手続きのオンライン化などは着実にビジネス環境の改善につながっていると評価される。こうした改革の進展に対する評価は、世界銀行の「ビジネスのし易さランキング（Doing Business）」におけるインドの順位が 2014 年の 142 位から直近 2019 年には 63 位まで上昇したことにあらわれている。

もっとも、足元にかけて成長ペースの鈍化が懸念されており、まずは景気のでこ入れが急務となっている。中長期的には、インフラ整備や各種法制度改革などの改革を推進し、製造業育成と雇用創出につなげることが求められる。

（1）目先は景気のでこ入れが急務

①経済概況

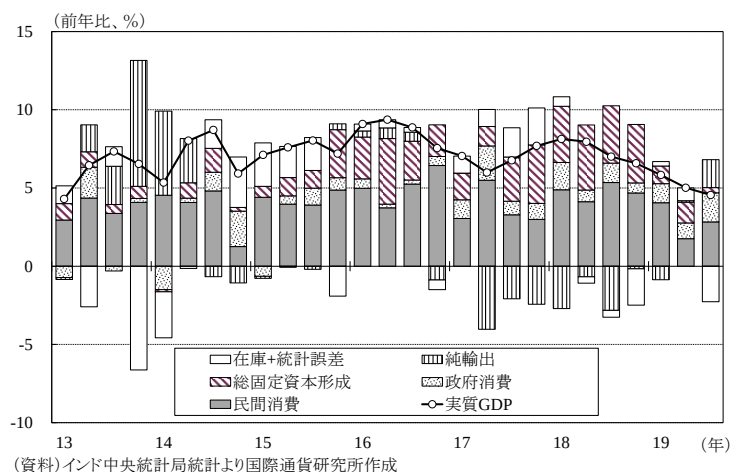
インドでは成長ペースの鈍化が続いている。2019 年 7-9 月期の実質 GDP 成長率は前年比+4.5%と約 6 年ぶりの低い伸びにとどまった（第 3 図）。雇用・所得の伸び悩みが続くなか、商業銀行の不良債権問題やノンバンクの信用問題などを発端とした流動性ひっ迫や金利の高止まりなどが、民間消費や民間投資の拡大ペースを抑制している。2016 年 11 月の高額紙幣廃止⁷や 2017 年 7 月の財・サービス税（GST）導入に伴う農村部や零細・中小企業セクターの打撃が尾を引いているとみられるほか、悪天候に伴う不作に

⁶ NITI(the National Institution for Transforming India)-Aayog は、65 年間にわたり 5 ヶ年計画の策定などを通じて経済政策立案を担ってきた計画委員会（Planning Commission）の後継組織。モディ首相が議長を務める。

⁷ 2016 年 11 月 8 日夜、インド政府は 500 ルピー紙幣と 1,000 ルピー紙幣の無効化（翌 9 日～）並びに新 500 ルピー紙幣と 2,000 ルピー紙幣の導入を発表。旧紙幣は同年 12 月 30 日までに新紙幣を含む使用可能な紙幣と交換するか、銀行に預け入れることが可能だった。

よる農村所得の減少なども景気低迷の要因として指摘される。また、自動車販売不振の要因としては、2020 年 4 月導入予定の排ガス規制も影響しているとみられる。

第 3 図：実質 GDP 成長率の推移



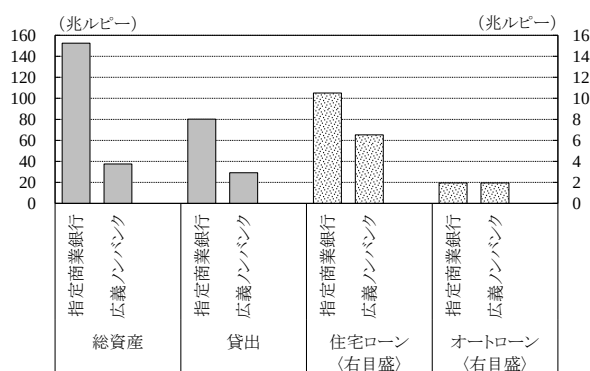
②金融部門が景気を下押し

足元の内需の不振の一因として、ノンバンク金融セクター（以下、ノンバンク）における信用収縮に伴う貸出余力の低下が指摘される。近年、インドでは、不良債権処理などにより商業銀行の貸出が伸び悩むなか、ノンバンクが貸出シェアを拡大させてきた。住宅金融会社を含む広義のノンバンクの総資産規模は商業銀行の 4 分の 1、貸出残高は 3 分の 1 程度にとどまるものの、オートローンや住宅ローンなどリテール分野を中心に存在感を増してきた（第 4 図）。一方、調達面では、従来の社債や銀行借入に加えて、コマーシャル・ペーパー（CP）発行など短期資金への依存を高めてきたノンバンクが少なくない。このため、調達が短期で運用が長期という資産・負債のミスマッチの問題が拡大し、流動性危機のリスクを高めることになった。

2018 年 9 月のインフラ開発金融大手ノンバンク（Infrastructure Leasing & Financial Services Ltd, IL&FS）の債務不履行を機に、ノンバンクの支払い能力への不安が高まり、主要な資金の出し手である投資信託などの資産運用会社が CP や短期債の売りを加速させたことから、一部の流動性危機や資金繰り悪化につながった。その後もノンバンクの淘汰が続いており、2019 年 6 月には住宅金融大手（Dewan Housing Finance Corporation Ltd, DHFL）が債務不履行に陥った。2019 年 9 月末時点のノンバンクの不良債権比率は 6.3 と商業銀行（9.3%）を下回るものの、上昇基調が続いており引き続き注視が必要である（第 5 図）。なお、商業銀行の不良債権比率は、国営銀行が 12.7%と高水準にあるの

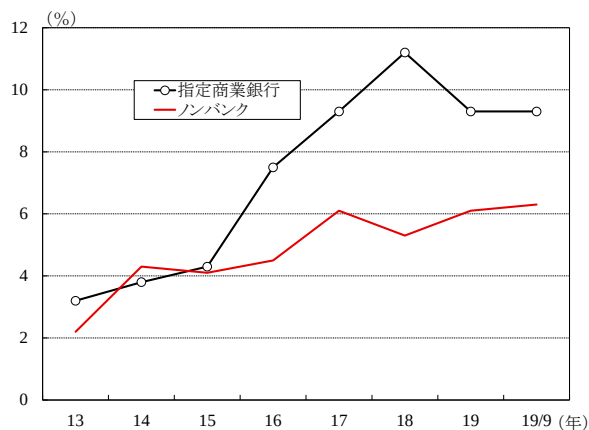
に対して、民間銀行は 3.9%、外資系銀行は 2.9%と低水準にとどまっており、不良債権は国営銀行に集中している様子がうかがえる。国営銀行は、政府の方針を受けつつ、インフラ建設や航空・通信などに対して、楽観的な見通しと貸出評価基準に基づき貸出を拡大させたものの、成長鈍化に加え、許認可手続きの遅れや規制の影響などでプロジェクトが遅延し、融資の焦げ付きにつながった。こうしたことを受け、インド準備銀行（中央銀行、RBI）は 2015 年度以降、商業銀行に対する検査を厳格化し、引当金の積み増しや大口債務不履行企業の破産手続きの加速などを指示した経緯がある。

第 4 図：商業銀行とノンバンクの比較



(注)『広義ノンバンク』は、非銀行金融会社と住宅金融会社の合計。
指定商業銀行の総資産および住宅金融会社は2018年3月末時点。その他は2018年9月末時点。
(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

第 5 図：不良債権比率の推移



(注) 各年3月末時点、直近は2019年9月末。
(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

③政府・中銀は景気てこ入れを強化

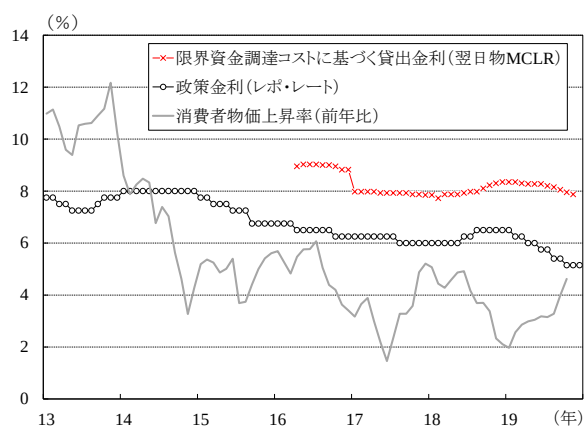
成長鈍化を受け、2019 年に入り政府は自動車や低価格住宅購入時の支援策、法人減税やインフラ投資計画などの景気てこ入れ策を相次いで発表した。RBI も、2019 年 2 月以降、10 月までに計 5 回（計 1.35%ポイント）の利下げを実施した（第 6 図）。12 月は金利を据え置いたが、食料品を中心に物価上昇圧力が強まりつつあるなか、これまでの金融緩和の効果を見極めつつ、金融仲介機能の回復に注力する姿勢を示している。実際、限界資金調達コストに基づく貸出金利（Marginal Cost of funds-based Lending Rate: MCLR）でみると、2 月以降 11 月末までの市中金利の低下幅は 0.5%ポイント程度にとどまっており、金融緩和効果の浸透が遅れている。

金融仲介機能の回復に関しては、2016 年 12 月に施行された「破産倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）」に加えて、2019 年 6 月に RBI が発表した問題資産処理迅速化のための新しい枠組み⁸などが、債務不履行に直面したノンバンク等の迅

⁸ RBI(2019a)

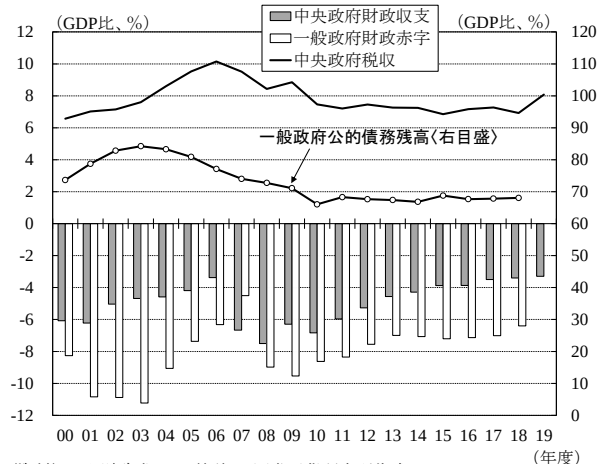
速な資産処理を後押ししている。政府も金融部門のてこ入れに向けて、国営銀行に対する公的資本注入策や国営銀行の統合計画などを発表した。商業銀行の不良債権問題は、前述の通り、国営銀行に集中している。国営銀行については、かねてよりガバナンスの不備や市場原理の欠如、与信方針や重要ポスト人事への政府の介入等が指摘されており、国営銀行の経営健全化に向けては、こうした問題に併せて取り組む必要がある。

第 6 図：物価と政策金利の推移



(注)『MCLR』は、RBIが利下げの市中金利への波及を狙い、2016年に導入。
(資料) RBI統計より国際通貨研究所作成

第 7 図：インドの財政収支・公的債務残高の推移



(資料) インド財務省、IMF統計より国際通貨研究所作成

（2）財政規律にも目配りが必要

①財政負担増大への懸念

インドの財政収支は慢性的に赤字基調が続いている。財政赤字の要因として、課税ベースの狭さに加え、利払い、補助金、国防費などが歳出全体の5割を占め硬直化している点などが挙げられる。このため、インフラなど資本支出の割合は1割程度で低迷しているほか、金利上昇を通じた民間投資の抑制（クラウディングアウト）などが長年の課題となっている。中央政府税収のGDP比率は、2015年から2016年にかけての高成長や2017年7月の財・サービス税（GST）導入にもかかわらず、依然10%を下回る低い水準にとどまっている（前掲第7図）。

さらに、成長ペースの鈍化に伴う税収の下振れが予想されるなか、景気てこ入れ策の強化に伴い、財政負担増大への懸念が強まりつつある。政府は、「財政責任・予算管理法」に基づき中央政府の財政赤字を名目GDP比3%以内に収めるべく、税制改革に取り組んでいるが、目標達成は度々先送りされている。2019年度（予算案）は同3.3%と2018年度（実績）の同3.4%から小幅改善を見込んでおり、2020年度には同3%への縮小を目指している。もっとも、法人減税に伴う税収減（1.5兆ルピー、GDP比0.7%）

などにより、2019年度の財政赤字は同3%台後半へ拡大する可能性も否定できない。

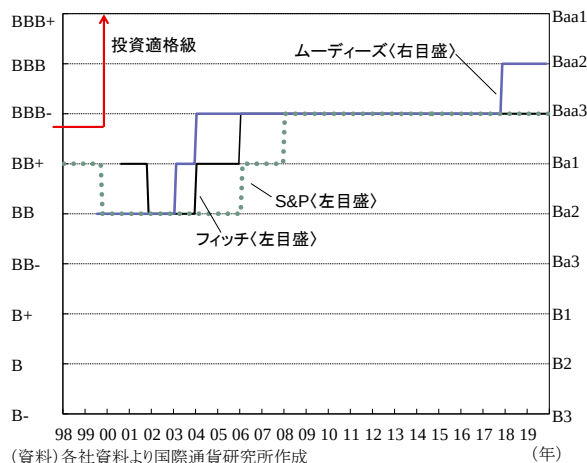
②経済と財政を取り巻く環境の悪化により、格付け見通しは「ネガティブ」に

大手格付け会社は、2000年代に入りインド国債の信用格付けを段階的に引き上げ、「投資適格級（BBB-/Baa3）」とした（第8図）。さらに Moody's は、モディ政権の改革への取り組みによる中期的な成長見通しや財政ポジションの改善などをプラスに評価し、2017年11月にインド国債の信用格付けを一段階引き上げ「Baa2」とした。具体的な改革の内容としては、GSTの導入や銀行の不良債権処理、高額紙幣廃止、国民ID(Aadhaar)導入によるインフォーマル経済の削減などを指摘した。

格付け各社は、今後、インドの格下げにつながり得る要因として、成長見通しや財政ポジションの悪化、改革の停滞などを挙げている。こうしたなか、Moody's は2019年11月7日、インドの経済および財政を取り巻く環境の悪化に鑑み、インド国債の格付け見通しを「ネガティブ」へ変更した。もっとも、仮に、Moody's が格付けを引き下げする場合でも、他社の格付けの水準に並ぶことを意味し、影響は限定的とみられる。また、インドのファンダメンタルズをみると、米国の量的緩和縮小観測を発端に新興国通貨への売り圧力が強まった2013年頃に比べて、財政赤字の縮小や外貨準備高の蓄積などの改善がみられ、さらなる格下げ（投資不適格）の可能性は低いと考えられる（第2表）。

モディ政権は11月下旬、国営企業民営化の加速などを財政規律維持に向けた施策として発表した。ただし、2019年度予算案における国営企業の株式放出による調達額目標約1兆500億ルピーに対し、これまでの調達額は2,000億ルピーにとどまっている。計画の着実な実行が求められるとともに、中長期的な成長見通しの改善や財政負担の軽減につながるような改革姿勢の継続が不可欠である。

第8図：インド国債の信用格付けの推移



第2表：主要新興国の格付けとファンダメンタルズの比較

	経常収支 (名目GDP比、%)		財政収支 (名目GDP比、%)		公的債務残高 (GDP比、%)		外貨準備高の ARA比率(%)	
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年	2018年
インド	▲ 1.7	▲ 2.1	▲ 7.0	▲ 6.4	67.4	68.1	143.6	147.3
インドネシア	▲ 3.2	▲ 3.0	▲ 2.2	▲ 1.8	24.8	30.1	123.3	80.0
フィリピン	4.2	▲ 2.6	0.2	▲ 1.6	45.7	38.9	243.2	192.6
タイ	▲ 2.1	6.4	0.5	▲ 0.3	42.2	42.1	209.3	212.8
メキシコ	▲ 2.5	▲ 1.8	▲ 3.7	▲ 2.2	45.9	53.6	122.6	118.3
ブラジル	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 7.2	60.2	87.9	159.4	169.1
ロシア	1.5	6.8	▲ 1.2	2.9	13.1	14.6	151.0	300.9
南アフリカ	▲ 5.8	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 4.4	44.1	56.7	81.8	70.3
トルコ	▲ 6.7	▲ 3.5	▲ 1.5	▲ 3.1	31.4	30.2	101.6	75.6
アルゼンチン	▲ 2.1	▲ 5.3	▲ 3.3	▲ 5.2	43.5	86.1	n.a.	95.2

(注) 1. 色掛け部分は、2013年比で悪化した箇所。

2. IMFによる『必要とされる準備高(ARA: Assessment of Reserve Adequacy Metric)』の推計式は

下記の通りで、ARAに対し100～150%の外貨準備高の保有(充足率)が適正とされる。

$$ARA = 5\% \times \text{輸出額} + 5\% \times \text{ブロード・マネー} + 30\% \times \text{短期対外債務残高} \\ + 15\% \times \text{その他対外債務残高(中長期債務等)}$$

(資料) IMF統計より国際通貨研究所作成

(3) 中長期には製造業育成と雇用創出が最優先課題

中長期的には、インフラ整備や法制度改革など「モディノミクス」の推進による製造業育成と雇用創出が、引き続き最優先課題であることに変わりはない。

モディ政権は、2019年7月初めの2019年度本予算案⁹の公表に併せて今後数年でインドの経済規模を現在の2.7兆ドルから5兆ドルへ引き上げるという目標を掲げるとともに、1期目から推進しているインフラ整備やデジタル化、「メイク・イン・インド」などを今後10年間の重要施策として位置づけた(第3表)。以下では、これまでの主な施策の進捗と課題を整理する。

第3表：今後10年間のビジョンにおける10項目のポイント

1	社会インフラの整備
2	経済のデジタル化
3	公害のないインド
4	メイク・イン・インド(特に中小規模事業者、スタートアップ、防衛、自動車、エレクトロニクス、半導体・電池、医療機器)
5	水資源の管理、河川の浄化
6	ブルーエコノミー(海洋開発)
7	宇宙開発
8	食糧の自給と輸出
9	健康な社会(医療保険制度、女性や子供の保護、国民の安全)
10	チーム・インド、最小の政府による最大の統治

(資料) インド財務省資料より国際通貨研究所作成

⁹ 第2次モディ政権は、2019年2月に公表していた2019年度(2019年4月～2020年3月)暫定予算案を修正する形で、7月5日に2019年度の正式な予算案を公表した。

① 「メイク・イン・インド」

第1次モディ政権が2014年9月に公表した製造業振興策「メイク・イン・インド」は、内外企業の投資を促すことでインドを世界の魅力的な製造ハブにし、2022年までにGDPに占める製造業のシェアを25%へ引き上げ、国際競争力を強化するとともに、製造業で1億人分の新規雇用創出を目標としている。自動車・同部品や化学、電気機械などの製造業にとどまらず、IT・BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）や旅行、メディア・娯楽など幅広い産業を中核として位置づけ（第4表）、各種規制緩和や投資認可手続きの簡素化などに取り組んでいる。もっとも、GDPに占める製造業の割合は依然10%台半ばにとどまっているほか、失業率も高止まりしており、雇用創出に対する国民の不満は根強い¹⁰。

外資出資比率規制については、これまでの段階的な規制緩和により、一部の例外を除く全ての業種で100%まで外資の出資が可能となっている。ただし、零細・小規模小売業者への配慮などから、複数ブランド小売については引き続き緩和に慎重な姿勢を崩していない¹¹。

また、国産化推進の名のもと、一部の輸入品に対する関税率の引き上げやインド工業規格(BIS)の対象品目拡大などの非関税措置の導入に相当するような動きもみられる。例えば、携帯電話の国産化策「フェーズド・マニュファクチャリング・プログラム(PMP)」では、製品や部品の関税率を従来の1%から15%~20%へ段階的に引き上げる計画である。こうした関税率引き上げに対して批判はあるものの、実際に現地生産を拡大させる動きが広がりつつあり¹²、関税率の引き上げが先行した携帯電話製品の輸入は2014年度をピークに減少している（第9図）。今後は、携帯電話に使用される各種部品に対する関税率の段階的な引き上げによるさらなる国産化推進を目指している。

¹⁰ 2018年5月の世論調査（回答者数：約84万人）によると、モディ政権1期目の最大の失敗として、雇用創出、高額紙幣廃止、カシミール政策、農家支援などが指摘された（<https://timesofindia.indiatimes.com/india/mega-times-group-poll-71-9-of-indians-say-they-will-vote-for-narendra-modi-as-pm-again-in-2019/articleshow/64324490.cms>）。

¹¹ 外資の出資上限がある分野は、保険・年金（49%）、銀行（74%）、複数ブランド小売（51%）等。禁止対象の分野には不動産、原子力、賭博、タバコなど。なお、複数ブランドの参入の判断については各州政府の判断に委ねており、制度上、参入を認めている州は3分の1程度あるものの、実際に参入が認められるケースは少ないとされる。

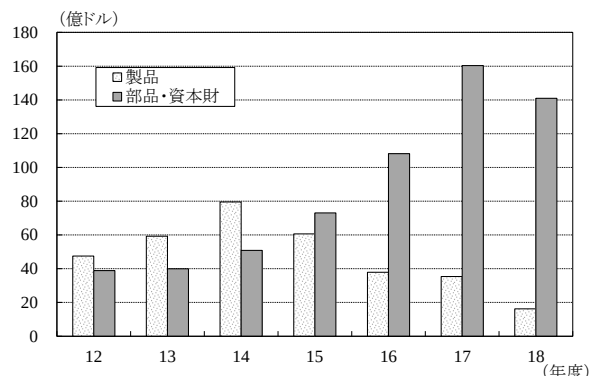
¹² 台湾EMS大手ウィストロン（iPhone 6、7）に続き、2019年に入り鴻海精密工業（iPhone XR、XSなど）もiPhoneの生産を開始（余剰分は主に欧州へ輸出）した。

第4表：「メーク・イン・インド」対象業種

自動車	鉱業
自動車部品	ガス・石油
航空	製薬
バイオ	港湾
化学	鉄道
建設	旅行
防衛	道路
電気機械	宇宙
電子	繊維
食品製造	火力発電
IT	メディア・娯楽
皮革業	健康
再生可能エネルギー	

(資料)インド政府資料より国際通貨研究所作成

第9図：インドの携帯電話関連貿易の推移



(注) 1.『製品』は、フィーチャーフォンおよびスマートフォンの輸入額計。

2.『部品・資本財』は、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信装置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン用LCDモジュールの輸入額計。

(資料)インド商工省統計より国際通貨研究所作成

② 「デジタル・インド」

モディ政権が2014年8月に策定した「デジタル・インド」計画のもと、インドでは、トップダウンによるデジタル化が進行している（第5表）。行政手続きの簡素化については、e-biz ポータルサイト（電子政府窓口）に中央政府、省庁の全ての申請受付業務が一本化され、同サイトを通じ、産業免許や産業企業家覚書の24時間オンライン申請が可能となったほか、建設認可や貿易手続きもオンライン化が進み、事業展開のスピードと透明性の向上につながっている。

また、行政手続きの効率化や金融包摂の実現にとって、国民ID番号（Aadhaar）¹³に加えて、銀行口座および携帯電話の普及が重要な要素となっている。Aadhaarについては、登録は任意であるにもかかわらず、各種社会保障等の受給に有利であることなどから、2019年6月末時点の登録者数は約12億人と全人口13.5億人の約9割をカバーし、世界最大のIDプラットフォームとなっている。モディ政権が2014年8月に開始した「国民皆口座プロジェクト」では、Aadhaarと紐づいた銀行口座を開設し、銀行の支店やATMが存在しない農村地域でも銀行代理店にあるマイクロATM端末でAadhaar番号と指紋による生体認証のみで、現金の出入金、送金、残高照会などの金融取引が可能となった。こうしたことを受けて銀行口座の普及が加速し、インドにおける15歳以上の国民の銀行口座保有率は2014年時点の53%から、2017年には80%と高中所得国と肩を並べる水準にまで上昇した（第10図）。

¹³ “Aadhaar”（ヒンズー語で「基盤」を意味する。英語では Unique Identification Number）は、生体認証を用いた12桁の固有識別番号で、基本的な個人情報（氏名、生年月日、性別、住所）に加えて、生体情報（顔写真、10指の指紋、両目の虹彩）を登録する（登録は無料）。2009年2月に設立された固有識別番号庁（UIDAI）が2010年9月から登録開始した。

Aadhaar は、各種社会保障などの給付金を対象となる受益者に直接支払うことで、二重請求や架空名義による不正受給などを防止するという社会保障や行政サービスの効率化という主目的にとどまらず、金融包摂（financial inclusion）の進展にも寄与している。さらに、通信会社や金融機関、電子決済企業などが相次いでスマートフォンのアプリを通じた決済サービスの提供を開始、利用可能な店舗の広がりや 2016 年 11 月の高額紙幣廃止¹⁴などもあり、一般の商取引では現金取引の比率が高かったインドにおいてキャッシュレス化が進展しつつある。

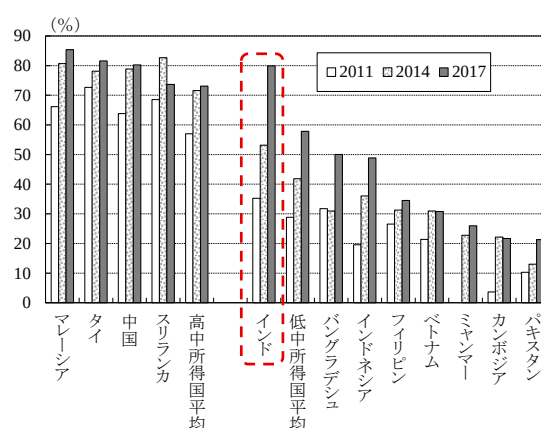
一方で、Aadhaar の活用を巡っては、プライバシーの保護や情報漏洩への対応などが課題となっている。最高裁判所が 2017 年 8 月にプライバシーの権利は憲法で規定される基本的人権に該当するとの見方を示し、2018 年 9 月には、プライバシー保護の観点から民間企業が本人確認手段として Aadhaar を利用することを禁じる判決を下したことから、民間企業による Aadhaar の利用が難しくなった経緯がある。2019 年 7 月に成立した「国民 ID 番号および関連法（Aadhaar and Other Laws）」改正案では、Aadhaar の利用については個人の自主性に委ねられ、本人の同意があれば、銀行や通信会社が本人確認手段として Aadhaar を利用できることなどが盛り込まれ、Aadhaar を活用したサービス拡大を巡る不透明感は後退したと考えられる。

第 5 表：「デジタル・インディア」の概要

①全国民に対する公共サービスとしてのデジタルインフラの提供	
・高速インターネット接続	
・ゆりかごから墓場まで利用できるデジタルID認証	
・携帯電話および銀行口座を活用したデジタル金融サービス	
・安全なサイバー空間	
②行政サービスのオンデマンド化	
・行政組織や法制度を越えたシームレスに統合された行政サービス	
・オンラインおよびモバイルプラットフォーム上のリアルタイム行政サービス	
・全国民のクラウド上の行政サービス利用	
・金融取引の電子化およびキャッシュレス化	
③国民のデジタルエンパワーメント	
・デジタルリテラシーの普及促進	
・デジタルリソースへの容易なアクセス	
・インドの言語に対応したデジタル文書	
・行政文書・証明書のクラウド化	

（資料）インド電子情報技術省資料より国際通貨研究所作成

第 10 図：アジア主要国の銀行口座保有率



（注）15歳以上の人口に占める銀行口座保有者の割合。
（資料）世界銀行統計より国際通貨研究所作成

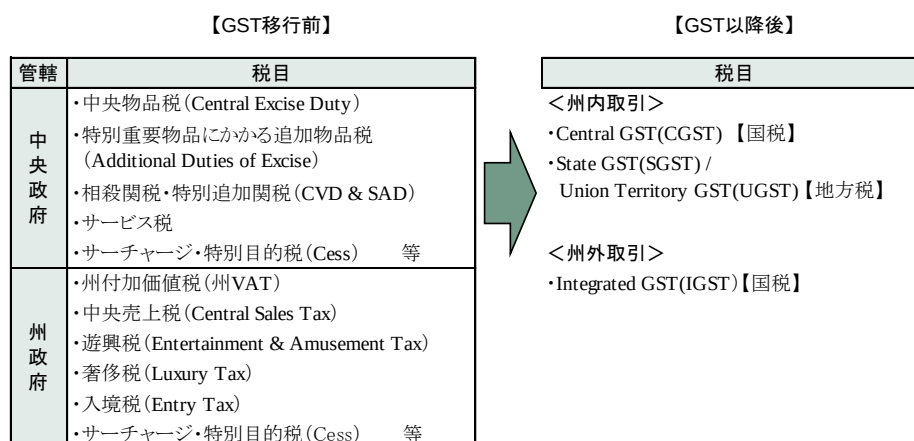
¹⁴ 不正資金撲滅という本来の目的に対する効果については評価が分かれるものの、これによりキャッシュレス化に弾みがついたとの見方が多い。

③ 物品・サービス税

2017年7月の「物品・サービス税（Goods and Service Tax: GST）」導入は、モディ政権1期目最大の実績かつインド史上最も重要な税制改革として評価される。インドでは、従来、中央政府が管轄する物品税やサービス税などに加え、州政府が管轄する付加価値税や中央売上税、州をまたぐ取引に課される入境税など、取引の種類および州によって税率が異なる税体系をとってきた。こうした複雑な税体系による税務コストや取引コストが、長年にわたりインドにおける最大のビジネス阻害要因の一つに挙げられ、10年以上前からGSTの導入が検討されてきた。GST導入には、上下両院の3分の2以上の賛成による憲法改正に加えて、半数以上の州議会での批准が必要だが、モディ首相が「ねじれ」状態の国会にもかかわらず、実現にこぎつけた手腕は高く評価される。

GST導入により、税体系が全国一律の間接税に一元化された（第11図）¹⁵。具体的には、国税である中央GST(CGST)および地方税である州・連邦直轄領GST(State/Union Territory GST)の二段階の税制となっており、州をまたぐ取引および輸入に対してはIntegrated GST(IGST)が課される¹⁶。GST導入のメリットとしては、手続きの簡素化や物流コストの削減・効率化などが挙げられる。ただし、納税申告回数が増えるなど手続き面での負担が増したとの声もあるほか、オンライン納税システム(GSTネットワーク)が処理可能なデータ量に制約があるなど技術的問題も指摘されており、今後、こうした問題の改善が期待される。

第11図：インドにおける間接税の概要



- (注) 1. 「遊興税」のうち、地方自治体が課すものは対象外。
 2. UGSTは、連邦直轄領(7領)内取引における課税。
 3. IGSTは手続き上存在するが、実務的にはその他のGSTとの間で相殺が可能。
 (資料) インド政府資料等より国際通貨研究所作成

¹⁵ 税率は5段階 (0% (免税)、5%、12%、18%、28%) に分かれている。

¹⁶ 続き上、州をまたぐ取引および輸入に対して IGST が課されるが、実務的にはその他の GST との間で相殺が可能。

④ 破産・倒産法

2016 年 12 月に施行された「破産倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）」も、ビジネス環境の改善に大きく寄与した改革の一つと言える。従来インドでは、個人や企業の破産や免責について包括的に処理する一般法が存在せず、製造業の再建手続きは「1985 年破綻産業会社法（Sick Industrial Companies Act, 1985 : SICA）」、銀行や金融機関など担保付債権者向けの債権回収手続きについては「2002 年金融資産の証券化および債権・担保権の実行法」、「1993 年銀行及び金融機関に関する債権回復法」、銀行団による私的な企業債務整理手続きについては RBI のガイドライン、会社清算手続きについては会社法など複数の法制が混在し、それぞれの手続きが錯綜することに加えて、債務者主導の倒産処理手続きも迅速な処理の妨げとなり¹⁷、Exit の難しさが投資上のリスクとして広く認識されていた。「2016 年破産倒産法」の成立により、こうした複数の法律が一本化され、倒産処理手続きが債権者主導かつ時間制限付き（破産申し立てから原則 180 日、延長は 1 回のみで 90 日間）で行うことが可能となり、企業の破綻処理の迅速化・円滑化、ひいては投資拡大が見込まれている。同法については、その後も、解釈を巡る不透明性の改善などの改正が行われており、破産処理のさらなる迅速化が期待される。

⑤ インフラ整備

インフラについては、土地収用や資金面での問題、環境への影響に対する懸念などから、遅れがみられる分野は依然あるものの、着実な前進をみせている。モディ政権 1 期目では、インフラ投資向けの予算を 2014 年度の 1.8 兆ルピーから 2018 年度には約 3 倍の 5.9 兆ルピーへ拡充した。2 期目では今後 5 年間で 100 兆ルピーをインフラ投資に充てる方針である。

特に電力供給の改善については、世界銀行などの国際機関をはじめ専門家からも成功例として高く評価されている¹⁸。電力分野では、人口増加や経済成長に伴う電力需要の増加に供給が追いつかず、送配電ロスや送配電会社の累積赤字の問題¹⁹も相俟って、慢性的な電力不足が社会問題となり、歴代政権が改革に取り組んできた経緯がある。モデ

¹⁷ 世界銀行の「ビジネスのし易さランキング（Doing Business）2019 年版」によると、インドにおいて倒産処理に要する期間は平均 4.3 年 と、インドネシア（1.1 年）、タイ（1.5 年）、中国（1.7 年）など他のアジア主要国に比べて長い。

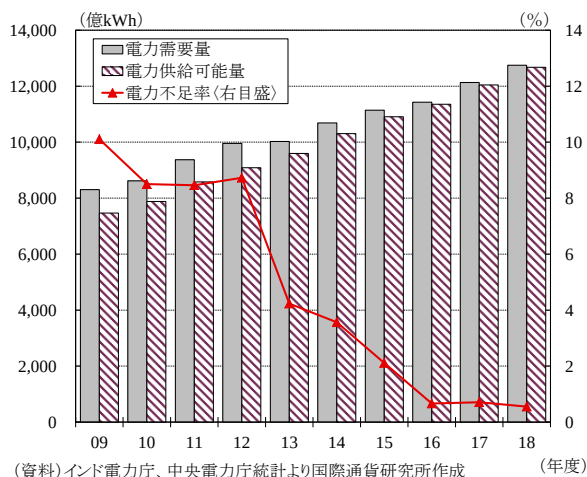
¹⁸ 国際機関や専門家による高評価の例としては、IEA（2018）、The Business Line（2018）など。

¹⁹ インドでは、農業用料金が政策的に安く抑えられており、送配電会社はコストの 8 割程度しか回収できないため、累積赤字及び債務が経営を圧迫してきた。

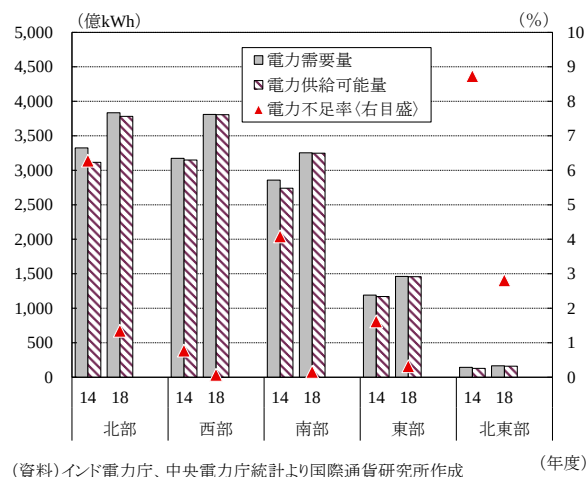
イ政権は、2014 年総選挙時に、2019 年までに 1 日 24 時間、週 7 日間、電力にアクセスできることを公約として掲げ、「24×7 プロジェクト」を推進すべく、送電網拡充の役割を担う組織「DDUGJY」を設置、2015 年 11 月には配電会社の負債を証券化して売却する仕組み「UDAY」を導入した。実際、インドにおける電力需給ギャップ（電力不足率）の推移をみると、全国ベースでは 2013 年度の 4.2%から 2018 年度には 0.6%まで改善した（第 12 図）。地方別にみると、モディ首相がグジャラート州首相（2001 年～2014 年）時代に電力改革を通じて停電の解消を実現した西部のほか、南部や東部でも供給不足が解消しつつある（第 13 図）。電力需要の伸びが高い北部や電源開発が遅れている北東部では、改善の余地はまだ残るものの、電力不足率は着実に縮小している。また、「UDAY」を通じて得た資金を電力系統への投資に充てることなどが可能となり、総合損失率（料金未回収分等も含む配電ロス：AT&C ロス）も低下傾向を辿っている。

このほか、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道（約 505km、2023 年開業予定）²⁰やデリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）²¹における貨物専用鉄道（約 1,500km、2025 年全面開業予定）も両国官民の協力のもと整備が進められている。

第 12 図：電力需給ギャップの推移（全国）



第 13 図：電力需給ギャップの推移（地域別）



²⁰ ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道の総事業費 9,800 億ルピー（約 1.6 兆円）のうち、用地取得費用を除く工費の約 8 割は日本の円借款により賄われる。なお、10 月にマハラシュトラ州議会選挙の結果を受けて、11 月に同州では地域政党シブセナを中心とする新州政権が発足。同党党首のウッダー・サッカレー新州首相は、かねてより同州を通る同プロジェクトに反対の立場を表明しており、プロジェクトへの影響が懸念されている。

²¹ 「デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）」は、インドの 2 大都市であるデリー-ムンバイ間の約 1,500 に貨物専用鉄道（円借款 4,500 億円）を敷設し、その周辺に工業団地のほか、発電所、道路、港湾、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する日印共同プロジェクト。

都市交通（地下鉄）の整備も進んでおり、特にデリー首都圏における地下鉄の営業距離は 373km と既に東京（東京メトロと都営地下鉄を合わせた計 304km）を上回り、ニューヨークの 374km に匹敵するほどとなっている。現在、デリー首都圏を含む主要 7 都市で地下鉄が開業しているほか、さらに 8 都市で開業に向けた建設が進められている。

⑥ 土地収用法改正

インフラ整備や民間企業の投資加速にとって、スムーズな土地収用の実現は不可欠である。2013 年に前政権下で「土地収用と生活再建および再定住における公正な補償と手続きの透明性に関する法律（2013 年土地収用法）」が成立し、2014 年 1 月に施行された（第 6 表）。同法では、土地収用に際しての地権者の同意義務や地権者に対する補償などの土地収用プロセスが明確化された。具体的には、民間プロジェクトの場合は地権者の 80%、官民連携（PPP）プロジェクトの場合は同 70% の同意が必要となったほか、土地収用に際して、農村地域では市場価格の 4 倍、都市部では同 2 倍の補償金に加えて、補償金と同額の慰謝料の支払いなどが義務付けられた。地権者の同意取得については、民間開発の場合、従来、個別交渉により事実上 100% の同意を得る必要があったことに比べると、土地収用のハードルは必ずしも高くなくなったとみることができる。ただし、手厚い補償が求められることなどから地権者に有利との批判が根強く、地権者等からの反対運動等も起こりやすいほか、社会的影響調査（SIA）や環境影響調査（EIA）など様々な手続きが加わったことにより、従前以上に土地収用に時間を要し、プロジェクトの遅延につながるケースも少なくないとみられている。

このためモディ政権は、2014 年末に暫定措置として、大統領令²²により一部の重要な分野については土地収用手続きを簡素化し、その間に同法の改正を目指したが、野党側の反発が根強く、法改正を断念した経緯がある。同法改正については、2014 年の第 1 次モディ政権発足時と異なり、2019 年の BJP 選挙綱領には盛り込まれず、現時点で実現の目途は立っていないとみられる。

²² 大統領令とは、緊急時や国会閉会中に首相の要請に基づき大統領が新法および改正法を発令すること。効力は時限的なもので、次の国会開会から 6 週間以内に法案が成立しない場合などには失効となる。2014 年 12 月 31 日大統領令では、「2013 年土地収用法」のうち、国家安全保障・防衛事業、農村部のインフラ事業、低所得者向け住宅、産業回廊、PPP による社会インフラ事業の分野において、地権者の同意義務を廃止したほか社会的影響調査を免除した。大統領令は 2015 年 8 月に失効した。

第 6 表：インドにおける土地収用法の概要

		新土地収用法 (2013年)	旧土地収用法(1894年)	
			規定	備考
地権者の同意	政府開発	不要	不要	民間開発の場合、個別交渉により事実上100%の同意を得る必要があった。
	PPP	70%		
	民間開発	80%		
補償金	対象	生活基盤を失う者	所有者のみ	取引慣行上、市場価格(登記所登録上の価格)は、実際の取引価格より著しく低く登録されている。
	補償額	農村部:市場価格の4倍 都市部: 同 2倍	市場価格と同額	
	慰謝料	補償金と同額	市場価格の30%	
	その他	・転売利益の40%をシェア ・代替居住地や生活再建支援	-	
手続き		・社会的影響調査(SIA)や環境影響調査(EIA)の義務化 ・緊急性の定義の義務化	通常、異議申立と聴聞の機会が設けられる	形式的(収用官に申立後、政府の参考情報にとどまる)

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

⑦ 労働法改正

労働法に関しては、中央政府が制定した 40 を超える法律に加え、各州政府が制定した法令等が存在し、また、従業員 100 人以上の事業所については、閉鎖や人員整理に際して州政府の許可が求められることなどから、企業の雇用拡大を消極化させる要因として指摘されてきた。モディ政権は、こうした複雑な労働関連法を「賃金」、「労働安全衛生」、「労使関係」、「社会保障」の 4 つの法律へ集約・簡素化するほか、労働争議法の適用条件の緩和などを目指している（第 7 表）。

このうち、2019 年 8 月に成立した「賃金法」により、これまで州毎に規定されていた最低賃金が中央政府により規定されることになった。目先、雇用契約書の改定等の対応が必要となる可能性があるものの、長い目で見れば企業にとって法令遵守が容易となることが期待される。また、モディ政権は 11 月下旬に「労使関係法案」を冬季国会（11 月 18 日～12 月 13 日）に提出した。閉鎖や人員整理の際に州政府の許可が不要となるのは、現行のまま従業員 100 人未満の工場とされるとみられる。

なお、州レベルでも独自に労働関連法の改正を目指す動きがみられる。ハリヤナ州、グジャラート州やマハラシュトラ州、アンドラ・プラデシュ州などでは、従業員 300 人までの工場に対し、州政府の承認なしでの解雇を認めている。ただし、アンドラ・プラデシュ州では、2019 年 8 月に新州法を公布し、州内の工場や PPP プロジェクトに対し 75%以上の現地採用を義務付けるなど進出企業の負担増が懸念されており、必ずしも進出企業にとって好ましい方向にばかり改正が進んでいるわけではない点に留意が必要である。

第7表：インドにおける労働関連法改正の概要

	法案	旧法 (統合前の 法律数)	改正のポイント	進捗
①	「2019年賃金法」 (The Code on Wages Bill, 2019)	4	・「賃金」の定義を統一 ・中央政府による統一された最低賃金を規定(従来は州毎に異なる)	成立
②	「2019年労働安全衛生法」 (The Code on Occupational Safety, Health and Working Conditions 2019)	13	・適用範囲の統一(10名以上の労働者を雇用する施設) ・中央/州政府による適切な労働時間の決定 ・休暇や残業に関わる規定 ・福祉施設の設置 等	2019年7月下旬提出 10月～独立委員会による審議中(3ヵ月)
③	「2019年労使関係法案」 (The Industrial Relations Code Bill, 2019)	3	・全業種を対象に有期労働者(従来、請負業者を通じて雇用)の直接雇用を認める。但し、有期労働者に対し正規雇用者と同等の社会保障や福利厚生等を提供 ・州政府の承認なしで解雇や閉鎖が可能な工場の従業員数は100人未満で不変 ・労働者の技術再教育のためのファンド設立 等	2019年11月 下院提出
④	「社会保障法案」 (The Draft Labour Code on Social Security 2018)	8	(報道によると、下記のような内容が検討されている模様) ・非組織労働者(スタートアップ企業を含む)への保険・年金適用等 ・企業年金、従業員国家保険の民営化 ・出産給付金 等	2018年草案策定 3次改定中

(資料) インド政府資料、各種報道等より国際通貨研究所作成

3. モディ政権の外交戦略

(1) 概要

インドの外交戦略は、特定の国に依存せず戦略的自律性を確保する観点から、非同盟主義あるいは全方位外交を特徴としている。ただし、1990年代終盤以降、政治、経済、安全保障、エネルギー資源など戦略的に重視する国・地域を対象に「戦略的パートナーシップ (SP)」関係を構築してきた。そのうえでモディ政権は、「メイク・イン・インド」の実現に向けて、従来の「ルック・イースト」政策を発展させる形で「アクト・イースト」政策を掲げ、アジア諸国との関係強化を図るとともに、「リンク・ウェスト」政策を打ち出し、アフリカや中東諸国との関係強化も目指している。モディ政権の外交政策のもう一つの特徴として、近隣南アジア諸国との関係の再強化が挙げられる。モディ首相就任直後の外遊先が、1期目はブータン・ネパール、2期目がモルディブ・スリランカであり、1期目における同地域への訪問数は既に前政権の2期分を上回る。

通商政策に関しては、インドがこれまで締結した自由貿易協定 (FTA) が輸出促進に結び付いていないとの認識のもと、新たな FTA 締結には慎重姿勢を貫いてきた。実際、モディ政権1期目では、FTA を1本も締結していない (第8表)。

しかし、2期目に入り、東アジアの生産ネットワークに参加することが「メイク・イン・インド」の実現につながり得るとの認識が徐々に広がり、全体としてインドの経済的利益を確保することを前提に東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) への参加に

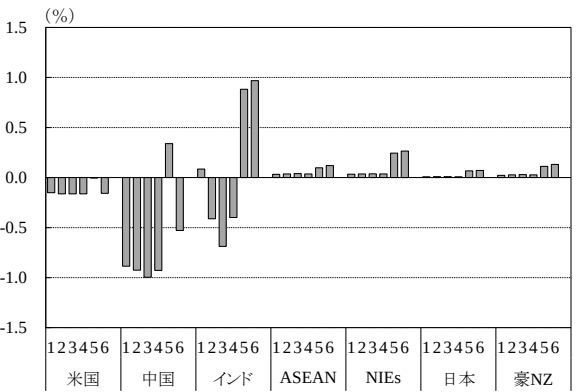
前向きの姿勢もみられるようになっていた。商工省が設立した「貿易に関するハイレベル諮問グループ（High-Level Advisory Group (HLAG) on Trade）」は、その調査報告書²³の中で、高成長実現に向けて、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）における輸出拡大が不可欠と主張しているほか、米中貿易摩擦時には、RCEPのような自由貿易圏に参加することによりインドにとっての経済的利益の最大化が見込まれるとの分析結果を公表している（第14図）。また、インド工業連盟（Confederation of Indian Industry: CII）も、RCEPを通じた東アジアのバリュー・チェーン（VC）への参加に対する期待を示していた²⁴。

第8表：インドのFTA締結状況

年	相手国・地域	相手国・地域
1981年	アルゼンチン	交渉中 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、 湾岸協力会議(GCC)、南部アフリカ関税 同盟(SACU)、EU、EFTA、中国、豪州、 ニュージーランド、インドネシア、パキスタ ン、ロシア、ペルー、カナダ、セルビア-モ ンテネグロ
2001年	スリランカ	
2003年	アフガニスタン	
2004年	タイ(※アーリーハーベストのみ)	
2005年	シンガポール	
2006年	ブータン	
2006年	バングラデシュ	
2006年	南アジア自由貿易地域(SAFTA)	
2007年	チリ	
2009年	ネパール	
2010年	韓国	
2011年	マレーシア	
2011年	ASEAN	
2011年	日本	
2011年	南米南部共同市場(メルコスール)	

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

第14図：米中貿易摩擦の主要国経済への影響



(注) 基準となるGDPからの変化幅。インド応用経済研究所(NCAER)によるGTAPモデルを用いた推計値。1～6の各シナリオの内容は別表参照。
(資料) High Level Advisory Group (HLAG)資料より国際通貨研究所作成

Simulation 1	米中が鉱工業品に対し相互に20%の関税率を賦課。関税率が既に20%を超える場合は現行の水準を維持
Simulation 2	米中が鉱工業品に対し相互に20%の関税率を賦課。 <u>インドに対しても20%の関税率を賦課</u> 。関税率が既に20%を超える場合は現行の水準を維持。インドは対抗措置をとらない
Simulation 3	米中が鉱工業品に対し相互に20%の関税率を賦課。 <u>インドに対しても20%の関税率を賦課</u> 。インドも米中両国からの輸入品に対して20%の関税率を賦課。関税率が既に20%を超える場合は現行の水準を維持
Simulation 4	米中が鉱工業品に対し相互に20%の関税率を賦課。 <u>インドに対しても20%の関税率を賦課</u> 。インドは米中両国からの輸入品に対して20%以上の関税率を賦課しているものについては20%まで引き下げ。関税率が20%を下回る場合は現行の水準を維持
Simulation 5	インド、中国、日本、ASEAN、NIEs、豪NZが非農業製品に対する関税率を相互に撤廃(RCEPのような自由貿易圏を想定)、米中はSimulation 1の貿易戦争を実施
Simulation 6	インド、中国、日本、ASEAN、NIEs、豪NZが非農業製品に対する関税率を相互に撤廃(RCEPのような自由貿易圏を想定)、米中はSimulation 1の貿易戦争を実施

(資料) High Level Advisory Group (HLAG)資料より作成

²³ HLAG (2019).

²⁴ CII (2019b)

(2) 米国～戦略的關係を強化する一方、通商面での対立が激化

米国との関係は、政治・経済・軍事・外交など多方面において重要な利益をもたらすという点で最重要視してきた。米国も対テロ戦争や中国へのけん制という戦略上の重要性や、将来のマーケットとしてのポテンシャルの高さなどから、特に 2000 年代以降、対印関係を重視する外交戦略をとってきた。2004 年に両国は SP 関係を構築、2005 年には、核拡散防止条約（NPT）非加盟国であるインドを例外扱いする形で「防衛枠組み協定」に署名したほか、2008 年には「印米民生用原子力協力協定」を締結した。

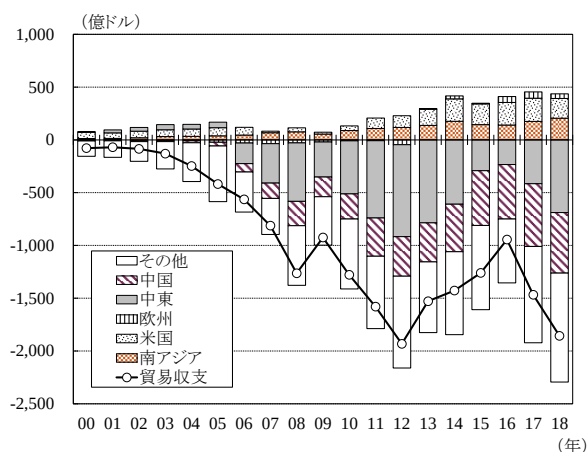
2014 年のモディ政権発足後、両国関係は緊密度合いをさらに増している。近年、両国関係上の重要な概念として位置づけられるのが、「自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific Strategy: FOIP）」構想である。FOIP は、成長著しい「アジア」と潜在力あふれる「アフリカ」とを自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」でつなぎ地域全体の繁栄をめざすというもので、日本に続き米国も 2017 年 10 月にティラーソン国務長官、11 月にはトランプ大統領が言及し、12 月に発表された「国家安全保障戦略」で明記された。米国政府が掲げる FOIP は、法の支配や紛争の平和的解決のほか、航行の自由や領空飛行などを重要な柱と位置づけるなど、安全保障面での関係をより重視しているとみられる。2018 年には、両国の外務・国防の閣僚 4 名が一堂に会し、インドにとって初めての「2 プラス 2」協議を実施した。

一方、両国間では、通商問題を巡る対立が近年さらに激化している。従来、インドにおける関税率の高さや知的財産権保護を巡る対立が続いており、米包括通商法スペシャル 301 条（知的財産権侵害の特定・制裁）に基づく年次報告書において、インドは知的財産保護に重大な懸念がある「優先監視リスト（priority watch list）」に 25 年にわたり指定されてきた経緯がある。しかし、近年インドでは、国内産業の保護・育成や貿易赤字抑制などを目的に関税・非関税障壁を一層高める動きが相次いでいることから、米国側の不満がさらに高まる要因となっている。また、2018 年 3 月にトランプ政権が 1962 年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品への追加関税を賦課した対抗措置として、2019 年 6 月にインドが米国から輸入する一部製品に対して報復関税を発動したことも米国側を苛立たせている。同月初めに米通商代表部（USTR）が、インドを一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）の適用対象から除外したことも、両国の対立に拍車をかけた。

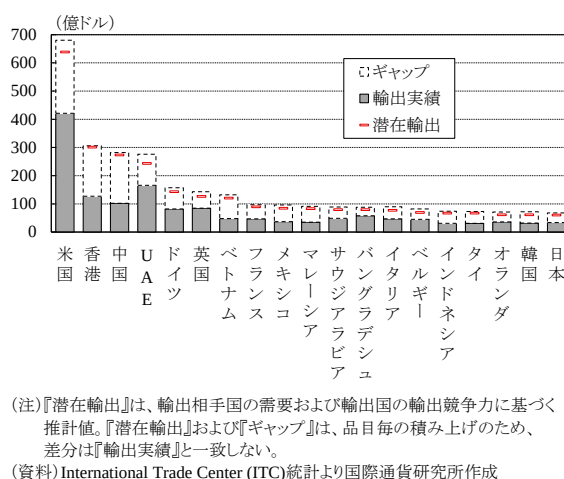
その後、両国は部分的な貿易協定締結に向けた協議を続けている。協定の内容としては、インドが米国から輸入する品目の一部に対する関税率を引き下げる代わりに、米国

がインドに対する GSP 適用を復活させることなどが検討されている模様である。しかし、インドに対する GSP 適用の復活については、もともと適用除外を求めていた米国の業界団体の反発が根強い。インドにとっても、米側が求める電子機器などの関税引き下げは、「メイク・イン・インド」の実現や貿易赤字抑制の観点から抵抗が大きいようだ。ただし、対米貿易ではインドが黒字を確保しているほか（第 15 図）、NITI-Aayog の調査報告²⁵によると、今後インドの輸出拡大が見込まれるマーケットとして、米国が首位に位置づけられることから、米国との貿易協定を目指す誘因は引き続き存在している（第 16 図）。

第 15 図：インドの貿易収支の推移



第 16 図：インドの輸出拡大余地がある
マーケット上位 19 カ国・地域



（3）中国～警戒を強めつつも、「実利」重視でバランス外交

インドと中国は長年にわたり国境問題を巡る対立が続いている。また、中国のパキスタンとの関係緊密化に加え、近年は、中国の広域経済圏構想「一帯一路」を通じた南アジア地域における影響力拡大に対して、インドは警戒を強めている。

一方で、貿易・投資などを通じた両国の経済関係緊密化は進んでいるほか、インフラ整備加速に向けた投資資金の調達、多国間協議の分野における共通の利益確保などの観点から、全体としては実利を重視したバランス外交が展開されている。インドは、「一帯一路」構想には反対の立場を維持しつつも、中国主導のアジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure Investment Bank: AIIB）には創設メンバーとして参加し、中国に次ぐ出資国となっている。因みに、AIIB のインド向け投融資額承認額（28 億ドル、2019

²⁵ NITI-Aayog (2018)

年9月末時点）は全体の約3割を占め、最大の受益国となっている。また、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）や世界貿易機関（WTO）など多国間協議の分野においては、経済発展を優先する観点から、温暖化規制や農業補助金削減などに対して中国と共に反対の立場をとっている。

2018年のインドの輸出に占める中国のシェアは、米国（16.0%）、UAE（9.0%）に次ぐ3番目（5.1%）、輸入では中国が最大（14.5%）の貿易相手国である。また、インドの中国への輸出が伸び悩むなか、中国からの輸入は拡大が続いており、インドの対中貿易赤字は一国としては最大である（第15図、後掲第18図）。対中輸入を品目別に見ると、電話機をはじめとする電気機器・部品等が全体の約3割を占める。このためモディ政権は、電子機器など一部の品目に対する関税率を引き上げ、国産化率を高めることで、貿易赤字の抑制を目指している。

中国のプレゼンスが増しているのは輸入だけではない。急成長するスタートアップ企業に対する中国からの投資が拡大している。インドのユニコーン企業（評価額10億ドル以上のスタートアップ）12社をはじめ、70社以上のスタートアップが、AlibabaやTencent、Shunwei Capital（Xiaomi）など中国の巨大テック企業やベンチャーキャピタルからの出資を受けており、一部では中国によるデータ覇権への警戒が強まっている（第9表）²⁶。

第9表：インドにおける主なユニコーン企業

インド企業	ブランド名	主なサービス内容	中国投資家	推定投資額 (100万ドル)
Innovative Retail Concepts Pvt.Ltd.	Big Basket	電子商取引	Alibaba Group, TR Capital	250
Think and Learn Pvt.Ltd.	Byju	オンライン教育アプリ	Tencent	50
Hike Ltd.	Hike	チャットアプリ	Tencent Holdings	150
ANI Technologies Pvt.Ltd.	Ola	配車アプリ	Tencent, Steadview Capital, Sailing Capital and China, Eternal Yield International Ltd, China-Eurasian Economic Cooperation Fund	500
Oravel Stays Pvt, Ltd.	Oyo	ホテル・住宅	Didi Chuxing, China Lodging Group	100
Paytm E-Commerce Pvt, Ltd.	Paytm Mall	電子商取引	Alibaba Group	150
One97 Communications	Paytm.com	電子決済	Alibaba Group (Alipay Singapore Holding Pte,Ltd.), SAIF Partners	400
Jasper Infotech Pvt,Ltd.	Snapdeal	電子商取引	Alibaba Group	n.a.
Zomato Media Pvt,Ltd.	Zomato	レストラン検索アプリ・フードデリバリー	Alibaba Group (Alipay Singapore Holding Pte,Ltd. & Ant Financial Services Group), Shunwei Capital	200

(資料) Gateway House資料より国際通貨研究所作成

²⁶ Gateway House (2019)

(4) 日本～ODA・安全保障での協力が先行するも、経済関係の深化が課題

日本は、2000 年代に入り、インドの地政学上の重要性や台頭する中国へのけん制などの観点から、政府開発援助（ODA）や安全保障分野での協力が先行する形で関係緊密化を図ってきた。具体的には、2001 年に米国に追随してインドに対する経済制裁²⁷の解除を決定、2003 年には円借款を再開した。同年以降、インドは日本にとって最大の円借款供与先となっている。2014 年のモディ政権発足以降、両国関係は「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に引き上げられ、両国首脳が毎年相互に行き来するシャトル外交を継続している。こうしたなか、2016 年 8 月のアフリカ開発会議（TICAD）における基調演説では、安倍首相が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」戦略に言及、さらに 2018 年 1 月の首相施政方針演説では FOIP 推進を外交の最重点分野に位置づけた。同年 10 月の日印首脳会談では、今後、相互補完が期待できる分野として、デジタル分野での協力で合意、2019 年 6 月の首脳会談では、スタートアップに投資するファンドオブファンズの創設、デジタル公共財の第三国展開についての協議を行うことで合意するなど経済分野での関係強化も目指している。また、安全保障・防衛分野では、2010 年以降、外務・防衛次官級による定期会合（2 プラス 2）を開催してきたが、2019 年 11 月末に外務・防衛閣僚会合（2 プラス 2）を初めて開催した。インドが閣僚級の 2 プラス 2 を開催するのは、米国に続き 2 カ国目、日本にとっては 7 カ国目である。

一方、経済関係の拡大ペースは緩やかである。まず直接投資については、2018 年の日本からインドへの直接投資は 32 億ドルと、ベトナムを上回り、インドネシアに並ぶ水準となっているものの、中国の 3 分の 1、タイの 2 分の 1 程度にとどまっており、今後、さらなる拡大が期待される（第 17 図）。他方、インド側統計でみると、日本は、シンガポール、モーリシャス、オランダ、米国に続く第 5 位の投資国となっている²⁸。上位 3 カ国には日系企業による投資も一部含まれているとみられ、単一国としては相応の水準にあると考えられる。ただし、業種別では、自動車関連を中心とした製造業のほか、近年は小売り・外食などサービス業の進出も増えつつあるが、製造業の裾野拡大や中小企業の進出が課題となっている。

貿易関係については、2018 年のインドの輸出に占める日本のシェアは全体の 1.5%（19 位）、輸入では 2.5%（14 位）と低水準にとどまっている。品目別にみると、インドの日本への輸出では、石油製品（ナフサ）のほか、化学品、水産物、宝飾品、繊維な

²⁷ 1998 年にインドが核実験を行ったことを受け、日本は新規 ODA の凍結を含む経済制裁を実施した。

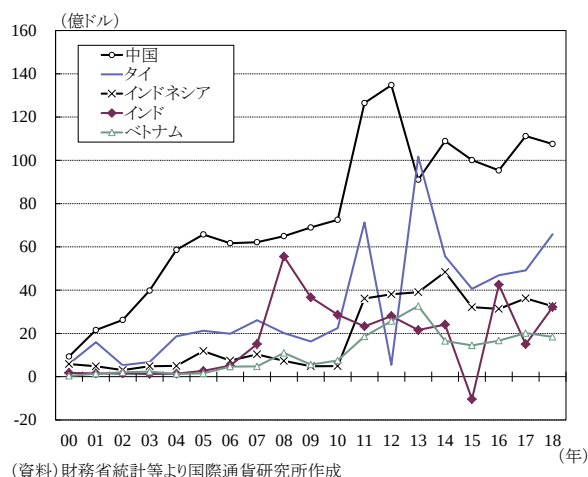
²⁸ 従来、インドは、シンガポールやモーリシャスとの租税条約により、一定の条件の下、キャピタルゲインに対する課税が免除されていた。しかし、モディ政権は、2016 年 5 月にモーリシャス、同年 12 月にシンガポールとの間で同条約を改正し、通常の税率が適用されるようになった。

ど一次製品の加工品が上位に並ぶ一方、日本からの輸入では、一般機械や電子機械、鉄鋼などの工業品が中心であり、対日貿易赤字は拡大傾向を辿っている（後掲第 18 図）。

貿易関係の拡大が限定的である背景には、インドが内需主導の成長モデルをとっており、多くの進出日系企業も現地での内需獲得を志向している点などが指摘される。今後、日系企業がインドの輸出拡大に貢献し得る分野としては、第三国への輸出が挙げられる。インド進出企業は地場企業との競争激化に対応し現地調達率の引き上げなどを通じてコスト競争力を高めており、近年はインド拠点から ASEAN 諸国や中東地域への輸出を模索する動きもみられる。

加えて、第三国市場における日印企業の連携拡大も両国経済にプラスに寄与しよう。インド工業連盟（CII）が 2019 年 3 月に発表したアフリカにおけるインド企業と第三国企業の連携に関する報告書²⁹の中で、パートナーの候補として、日米独仏 UAE が想定されている。日本が候補となり得る理由として、日本企業にとってアフリカ市場は開拓が遅れていること、TICAD や FOIP などの枠組みを通じた政策的な後押しがあること、人材や技術面での相乗効果が見込まれることなどを指摘している。日系企業は在印拠点の経営資源を活用しつつ、中東・アフリカ地域にネットワークを有するインド人脈や企業との連携を通じて、ビジネスチャンスの拡大が見込まれよう。

第 17 図：日本のアジア主要国向け直接投資の推移



(5) 東アジア地域～RCEP の行方

2000 年代入り、中国の台頭に対する警戒が強まるなか、東アジアにおける地域協力の枠組みにインドの参加が必要との認識が高まり、2005 年に「ASEAN+3（日中韓）」

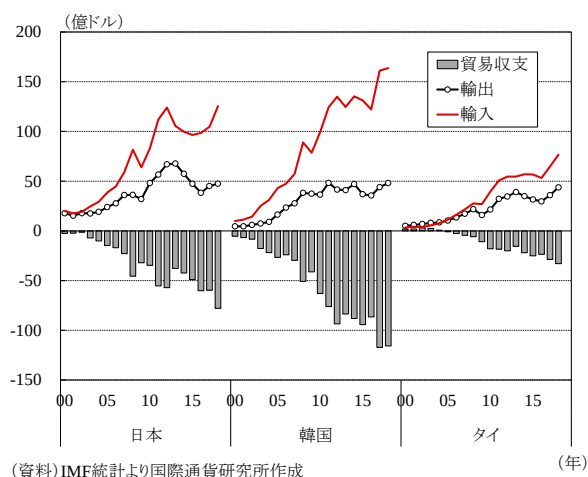
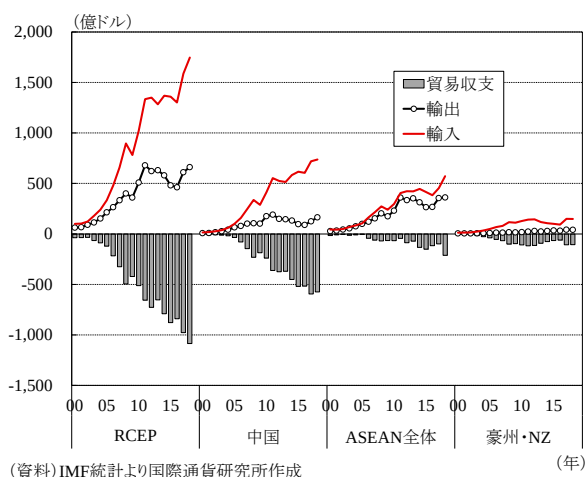
²⁹ CII (2019)

に、豪州・ニュージーランドおよびインドの3カ国を足した16カ国による東アジア首脳会議が発足した。そして2011年の東アジア首脳会議では、日中両国による共同提案を受け、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に関する作業部会の設置が合意され、翌2012年に交渉開始宣言、2013年から交渉開始となった。

2019年11月の第3回RCEP首脳会議の共同声明³⁰では、「（インドを除く）RCEP参加15カ国が全20章に関する条文ベースの交渉及び基本的に15カ国全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了し」、「2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始する」と明記され、インド以外の15カ国による交渉が大筋合意に達し、協定の署名が視野に入っていることが確認された。一方で、インドについては「未解決の重要な課題があり、（中略）インドの最終的な決断はこれらの未解決の課題の満足のいく形で解決にかかっている」としており、今後のインドの参加の可能性を残す内容となっているが、インド政府は、内外の政治・経済情勢を踏まえ、「RCEP合意に加わらないことを伝えた」³¹と明言しており、16カ国による協定締結は極めて不透明な情勢となっている。

今回、インドが合意に加わらなかった背景には、まず、対中国をはじめとする貿易赤字拡大への懸念がある。中国以外では、2004年に一物品目の関税率引き下げを先行して開始したタイとの間で翌年から貿易収支が赤字に転じたほか、FTAを締結したASEAN、日本、韓国のいずれに対しても貿易赤字が拡大している（第18図）。

第18図：インドとRCEP参加国との貿易動向



³⁰ 外務省（2019）

³¹ Ministry of External Affairs, Government of India (2019)

また、具体的な交渉の内容は非公表ながら、報道等からインド側の関心および要望事項の一部が強硬だったことをうかがい知ることができる。物品貿易に関しては、①関税削減・撤廃の基準年、②より低い水準（あるいは緩やかなペース）での自由化、③緊急輸入制限措置（セーフガード）の導入、④厳格な原産地規則等に関して、インド側の主張が十分に反映されなかったことなどが、今回の決断に影響したとみられる。①関税引き下げの前提となる基準年についてインドは、現状 RCEP が採用する 2014 年基準に代わり、2019 年基準の採用を求めているとされる。近年、インドでは、国産化推進の名のもと、一部の輸入品に対する関税率を引き上げているため、引き上げ後の最新の関税率を基準とすることで自由化のペースを緩やかにする狙いがある。また、②自由化率や③緊急輸入制限措置（セーフガード）の導入については、主に中国からの輸入急増に備えた措置と考えられる。

個別の分野では、中国の医薬品市場における非関税障壁の改善や専門職業を対象とする人の移動に関わる規定などが焦点になっているとみられる。中国の医薬品市場については、近年、規制緩和される方向にあるものの、海外医薬品メーカーは、中国当局の輸入許可を得るまでの期間が長期にわたるうえ、病院に後発医薬品を納入するに際し、国内メーカーより厳しい品質保証の達成が求められるなど、参入が難しい市場とされる。このため、インドが強みとする医薬品についても、対中貿易ではインド側が赤字を計上している³²。

さらに、第 3 回 RCEP 首脳会議直前に、政権与党 BJP の支持基盤であるヒンドゥー至上主義を掲げる社会団体（Rashtriya Swayamsevak Sangh: RSS）傘下の経済組織（The Swadeshi Jagran Manch）や農家組織（All India Kisan Sangharsh Coordination Committee（AIKSCC））などが各地で反対運動を繰り広げていた点も今回の判断に影響した可能性が大きい。政治的には、上院での過半数獲得による「ねじれ」状態の解消が引き続き優先課題の一つであり、こうした国内の動きは無視できなかったものと推察される。

インド政府は、今後、国内の経済利益を最優先し、農家や零細・中小事業者、国内製造業者を守る方針を強調している。現状、インドにとって RCEP 参加のハードルは依然高いとみられるものの、アジアにおける生産ネットワークへの参加が「メイク・イン・インディア」の実現にプラスに寄与することを踏まえ、関係国との協議を継続するとともに、国内での丁寧な説明と対応が期待される。

日本を含む RCEP 関係国は、まずは 16 カ国での合意を目指すことが求められよう。

³² インドは中国から医薬品有効成分 25 億ドルを輸入する一方、インドから中国への医薬品輸出は 10 分の 1 の 2.3 億ドルにとどまる。

16 カ国による RCEP が実現すれば、人口で世界の約半分、GDP で約 3 割を占める経済圏が実現する。しかし、インドが離脱することは、経済戦略にとどまらず地政学的観点からも RCEP の意義が大きく低下することになりかねない。インドにとっては、貿易面での負の影響をどう緩和するかがポイントとなろう。インド側が主張しているセーフガードや自由化率の柔軟性確保、サービス、人の移動の規制緩和、産業や中小企業育成における協力等も選択肢の一つとなり得る。

4. 今後の展望と課題

モディ政権は 2019 年 4 月～5 月の連邦下院総選挙で圧勝し、政権基盤をより強固なものとした。しかし、少なくとも上院での過半数獲得による「ねじれ」状態の解消が実現するまでは、国民にとって不人気の政策は慎重に進めざるを得ないとみられる。こうしたなかでも、目先の景気てこ入れにとどまらず、持続的な成長に向けた製造業育成と雇用創出が重要課題であることに変わりはない。「メイク・イン・インド」の実現に向けては、インフラ整備や法制度改革の推進により内外の投資を促すことに加えて、グローバルな生産ネットワークへの参加が産業競争力強化の観点で有効である。

日本としては、「メイク・イン・インド」の実現に資するインフラや人材・技術面での協力を継続・強化するとともに、インドが強みとする IT・デジタル分野、第三国市場での協力などを通じて互惠関係を構築し、信頼関係を高めていくことが重要と言える。

以 上

<参考文献>

近藤則夫 (2012)、「現代インドの国際関係 - メジャー・パワーへの模索 - 」アジア経済研究所、2012 年 2 月。

外務省 (2019)、「JOINT LEADERS’ STATEMENT ON THE REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP), 4 November 2019 Bangkok, Thailand”, November 04, 2019 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000534733.pdf>)

The Business Line (2018), “India doing extremely well on electrification: World Bank,” May 04, 2018(<https://www.thehindubusinessline.com/economy/india-doing-extremely-well-on-electricification-world-bank/article23768986.ece>)

Confederation of Indian Industry (CII, 2019a), “INDIA IN AFRICA: Developing Trilateral Partnership,” March 2019
(<https://www.tralac.org/documents/resources/external-relations/2773-cii-report-on-india-in-africa-developing-trilateral-partnership-march-2019/file.html>)

Confederation of Indian Industry (CII, 2019b) , “Cost of not being Part of RCEP for India,” November 2, 2019

Gateway House (2019), “China’s strategic tech depth in India,” November 14, 2019
(https://www.gatewayhouse.in/chinas-tech-depth/?utm_source=MadMimi&utm_medium=email&utm_content=China%27s+strategic+tech+depth+in+India+%7C+6g%2C+the+new+frontier+%7C+Chinese+app+enticements+in+India+%7C+U.S.+law+tackles+Chinese+investments&utm_campaign=20191107_m155047442_Weekly+Briefing+2018&utm_term=China_27s+strategic+tech+depth+in+India)

Government of India (2013), “The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013”
(<http://legislative.gov.in/sites/default/files/A2013-30.pdf>)

High-Level Advisory Group on Trade (HLAG 2019), ”Report of the High-Level Advisory Group,” September 6, 2019

IEA (2018), “Commentary: Population without access to electricity falls below 1 billion,” October 30, 2018
(<https://www.iea.org/newsroom/news/2018/october/population-without-access-to-electricity-falls-below-1-billion.html>)

Ministry of Electronics & Information Technology, Government of India (2017), “Phased Manufacturing Programme,” April 2017

(<https://meity.gov.in/content/phased-manufacturing-programme>)

Ministry of External Affairs, Government of India (2019), “Transcript of Media Briefing by Secretary (East) during PM's visit to Thailand,” November 04, 2019

(https://www.mea.gov.in/media-briefings.htm?dtl/32007/Transcript_of_Media_Briefing_by_Secretary_East_during_PMs_visit_to_Thailand_November_04_2019)

NITI-Aayog (2018), “A NOTE ON FREE TRADE AGREEMENTS AND THEIR COSTS,” April, 2018

(https://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/FTA-NITI-FINAL.pdf)

Reserve Bank of India (RBI, 2019a), “Prudential Framework for Resolution of Stressed Assets,” June 7, 2019 (<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11580&Mode=0>)

RBI (2019b), “Public Sector Banks proposed to be provided Rs 70,000 crore capital to boost credit,” July 05, 2019 (<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=191287>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>